

平成19年度
法務省事後評価実施結果報告書
(要旨)

平成20年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成19年度事後評価実施結果報告書	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	4
	裁判員制度の啓発推進	5
	法務に関する調査研究	
	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	6
	高齢犯罪者に関する総合的研究	7
	検察権行使を支える事務の適正な運営	8
	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	9
	保護観察対象者等の改善更生	10
	犯罪予防活動の助長	11
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	12
	登記事務の適正円滑な処理	13
	人権の擁護	14
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	15
	出入国の公正な管理	16

政策体系

基本政策	
政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	基本法制の維持及び整備 （事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。） (1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備 （情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後監視・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）
2	司法制度改革の推進 （社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。） (1) 総合法律支援の充実強化 （裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。） (2) 裁判員制度の啓発推進 （国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。） (3) 法曹養成制度の充実 （高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。） (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 （国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。） (5) 法教育の推進 （法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）
3	法務に関する調査研究 （内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。） (1) 法務に関する調査研究 （内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。）
- (2) 犯罪予防活動の助長（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (3) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。） (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。） (3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより，債権管理回収行為等の適正を図る。）
10	<p>人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し，もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）
IV	<p>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</p>
11	<p>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）
V	<p>出入国の公正な管理</p>
12	<p>出入国の公正な管理（我が国社会にとって好ましくない外国人の排除を図るとともに，出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出入国の公正な管理（平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに，我が国の国際協調と国際交流を推進し，我が国社会の健全な発展を目指す。）
VI	<p>法務行政における国際化対応・国際協力</p>
13	<p>法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて，法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力に貢献する。）
VII	<p>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</p>
14	<p>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革等の新たな行政需要や，治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や，長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年度（平成19年度は中間報告） 担当部局名：大臣官房秘書課，民事局，刑事局

施策名	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	政策体系上の位置付け I-1-(1)	
施策の概要	社会経済情勢に即応した民事・刑事基本法制を整備し，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成を図るとともに，国民に分かりやすい司法を実現するために，法令を理解しやすいものとする。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>1 平成19年度末日時点において成立・公布した法律</p> <p>【民事関係】</p> <p>(1) 金銭債権について，その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から，電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生，譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに，電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務，監督等について必要な事項を定めることにより，電子記録債権制度を創設することを目的とする「電子記録債権法」</p> <p>(2) 民事訴訟法には，刑事訴訟において導入されていた証人尋問の際の付添い，遮へい及びビデオリンク方式についての明文の規定はなく，付添い及び遮へいの措置が運用上可能であると考えられていたにすぎなかったため，これらの措置を認める要件や措置の内容を明確にする規定を置き，犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」</p> <p>【刑事関係】</p> <p>平成19年度に成立・公布された法律はない。</p> <p>2 既に国会に提出した法案のうち、平成19年度末日時点において成立・公布に至っていないもの</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険法案 <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 <p>3 評価結果 (評価期間未了)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日	9 民事・刑事の基本法制の整備等 ----- (1) 民事・刑事の基本法制の整備 ----- 社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し，国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について，抜本的に見直す。また，その用語・表記法においても，新たな時代に相応しく，かつ国民に分かりやすいものとする。

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年度（平成19年度は中間報告） 担当部局名：刑事局

施策名	裁判員制度の啓発推進	政策体系上の位置付け	
		I - 2 - (2)	
施策の概要	<p>裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する不安・負担感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標としているところ、平成18年12月に内閣府が実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」（注1）の結果では、制度を「知っている」とする者は約80パーセントであり、「制度に参加する」とする者も約65パーセントに達している（「参加したい」・・・5.6%、「参加してもよい」・・・15.2%、「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない」・・・44.5%）。</p> <p>また、平成20年1月から2月に最高裁判所が実施した「裁判員制度に関する意識調査」（注2）の結果でも、調査方法が異なり、単純な比較はできないものの、制度を「知っている」とする者は約95パーセントに、「裁判員として参加する」とする者も、辞退できる70歳以上を除くと約65パーセントに達する（「参加したい」・・・4.8%、「参加してもよい」・・・12.3%、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」・・・47.8%）など、認知率、参加応諾率ともに一定の成果が表れており、裁判員制度を円滑に実施できる状況は整いつつある。</p> <p>（注1）内閣府による裁判員制度に関する特別世論調査結果の要旨（平成18年12月実施） http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/tindex-h18.html （前回調査：平成17年2月実施） http://www8.cao.go.jp/survey/h16/index-h16.html</p> <p>（注2）最高裁判所による裁判員制度に関する意識調査結果（平成20年1月から2月実施） http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyousa.html</p> <p>〔評価結果の今後の政策への反映の方向性等〕</p> <p>依然、裁判員になることへの不安や懸念を抱いている国民も少なくないが、制度についての詳しい情報を提供することにより、裁判員になることへの不安が軽減される傾向もあることから、今後も、目標期間である平成20年度末までの間において、制度の意義等を広く周知し、制度に対する関心を高めるとともに、国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標とする広報・啓発活動を推進し、国民に進んで参加してもらえよう参加意識の醸成に取り組む必要がある。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説 内閣総理大臣閣議発言	平成17年1月21日 平成19年5月22日	（国民の「安心」の確保） 裁判員制度の着実な実施 内閣を挙げての広報活動への取組

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務に関する調査研究（配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究）	政策体系上の位置付け I-3-(1)	
施策の概要	<p>配偶者暴力及び児童虐待の加害者の更生に向けた処遇方法を検討する上での基礎的な資料を提供することを目的として、配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と犯罪・非行の関連等について調査を行い、その結果について分析する。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 事前評価の概要</p> <p>配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集め、国として取り組むべき喫緊の課題となっており、それに関連した調査研究を推進する必要がある。</p> <p>また、法務総合研究所には、当該研究に関する蓄積がある上、矯正・保護の実務経験のある研究官が配置されており、その豊富な知識と経験を生かし、効率の良い研究を行うことができる。</p> <p>さらに、本研究の成果は、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料となることから、本研究の有効性が認められる。</p> <p>以上のことから、本研究を実施することは、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。</p> <p>2 事後評価の概要</p> <p>本研究では、配偶者暴力防止法（保護命令）違反事件該当者を対象に、関係記録を基に、暴力や虐待に至る経緯や状況等に関する調査を行ったほか、配偶者暴力又は児童虐待によって受刑中の者に対する面接調査、配偶者暴力に対して様々な制度が施行されているカナダ及び米国での実態調査等を行った。</p> <p>本研究によって得られた成果は、今後、研究部報告及び研究部資料として取りまとめられ、配偶者暴力あるいは児童虐待の加害者の更生に向け、効果的な処遇を検討する基礎的な資料として活用される予定である。</p> <p>以上のように、本研究については、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義であると認められたとおりの研究ができたものと考えられ、今後の配偶者暴力あるいは児童虐待の対策に役立つものと考えられる。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務に関する調査研究（高齢犯罪者に関する総合的研究）	政策体系上の位置付け	
		I-3-(1)	
施策の概要	<p>高齢受刑者に対する適切な処遇方策等を検討する上での基礎的な資料を提供することを目的として、我が国の高齢者の実態に関する調査や海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の実情等について調査を行い、その結果について分析する。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 事前評価の概要</p> <p>最近の高齢受刑者の増加は、刑務所等の刑事施設における課題の一つであり、その処遇の在り方を検討するための基礎資料として、本研究を行う必要がある。</p> <p>また、本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として、刑事施設の全面的な協力を得て行うため、手段の適正性・費用対効果の面から効率性が高い。</p> <p>さらに、本研究の成果は、高齢受刑者に対する刑事施設における効果的な処遇を検討する上で有用な資料となることが期待されることから、本研究の有効性が認められる。</p> <p>以上のことから、本研究を実施することは、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。</p> <p>2 事後評価の概要</p> <p>本研究では、各種統計資料を基に高齢犯罪者の量的・質的变化を分析するとともに、法務総合研究所研究部において作成した調査票による高齢受刑者に対する意識調査や我が国と年齢構成が比較的近いドイツにおける高齢受刑者の実情調査等を行った。</p> <p>本研究によって得られた成果は、研究部報告に取りまとめられ、関係機関に配布されるとともに、ドイツにおける実情調査については、今後、研究部資料として取りまとめられ、我が国における高齢受刑者の処遇方策等を比較検討するための資料として活用される予定である。</p> <p>以上のように、本研究については、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義であると認められたとおりの研究ができたものと考えられ、今後の高齢受刑者の処遇方策を検討する上で、有用な基礎資料となるものと考えられる。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：刑事局

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営	政策体系上の位置付け																																																						
		Ⅱ-4-(2)																																																						
施策の概要	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能の強化を図る。</p>																																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>犯罪の国際化が一段と進み、検察に対する期待が高まるなか、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活に寄与することになるため、本施策の必要性が認められる。効率性、有効性については以下のとおり。</p> <p>達成目標1及び目標2については、いずれも中央で研修を行ったことにより、全国均一的な研修員の能力向上及び統一的な情報提供を図るとともに、講師に関する資源投入を最小限に抑えており、両施策は効率性が高い。</p> <p>また、事後アンケートの結果によっても、研修員の資質向上に資するものであったことが確認できており、両施策の有効性が認められる。</p> <p>達成目標3については、各検察庁において、移動教室、出前教室、裁判傍聴などの広報を基本としつつ、各種イベント、マスコミの利用やホームページの継続的な運用等、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしており、全国統一的なパンフレットの作成を行うなど、効率的な広報に努めている。</p> <p>各種検察広報活動は、小学生から一般に至る幅広い層の国民に対して実施され、実施回数は昨年の約1.4倍、参加人数は約5.3倍に増加するなど、より多くの国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報を行う機会を設けることができたことから本施策の有効性が認められる。</p> <p>〔評価結果の今後の政策への反映の方向性等〕</p> <p>達成目標1及び達成目標2については、それぞれの活動を適切に行う上での新たな政策の必要性も含めて検討し、質的向上のための政策を進めていくことにする。</p> <p>達成目標3については、今後も幅広い層の国民に対して、広報活動を積極的に実施するとともに、ホームページの内容充実を図り、積極的に運用するなど、よりよい検察広報活動のあり方を検討しながら広報活動を展開していくことにする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">指標</td> <td style="width: 30%;">通訳人に対する研修の実施状況</td> <td style="width: 10%;">目標値等</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">測定結果</td> <td style="width: 25%;">事後アンケートを実施した結果、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">犯罪被害者等に関する施策を充実させる。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>被害者支援員に対する研修の実施状況</td> <td>目標値等</td> <td>-</td> <td>測定結果</td> <td>事後アンケートを実施した結果、被害者支援員としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">検察に関する広報活動を積極的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>広報活動の実施状況</td> <td>目標値等</td> <td>- (実施回数について、対前年度増)</td> <td>測定結果</td> <td>実施回数 17,969回 (H18年度 12,999回)</td> </tr> </table>		達成目標1						適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。						指標	通訳人に対する研修の実施状況	目標値等	-	測定結果	事後アンケートを実施した結果、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。	達成目標2						犯罪被害者等に関する施策を充実させる。						指標	被害者支援員に対する研修の実施状況	目標値等	-	測定結果	事後アンケートを実施した結果、被害者支援員としての資質向上に資するものであったことが確認できた。	達成目標3						検察に関する広報活動を積極的に実施する。						指標	広報活動の実施状況	目標値等	- (実施回数について、対前年度増)	測定結果	実施回数 17,969回 (H18年度 12,999回)
達成目標1																																																								
適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。																																																								
指標	通訳人に対する研修の実施状況	目標値等	-	測定結果	事後アンケートを実施した結果、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。																																																			
達成目標2																																																								
犯罪被害者等に関する施策を充実させる。																																																								
指標	被害者支援員に対する研修の実施状況	目標値等	-	測定結果	事後アンケートを実施した結果、被害者支援員としての資質向上に資するものであったことが確認できた。																																																			
達成目標3																																																								
検察に関する広報活動を積極的に実施する。																																																								
指標	広報活動の実施状況	目標値等	- (実施回数について、対前年度増)	測定結果	実施回数 17,969回 (H18年度 12,999回)																																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																					
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進(第1-1-(4)) 通訳体制の確立(第3-3-(2))																																																					
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月	保護、捜査、公判等の過程における配慮等(V-第2-3-(1)-イ)																																																					

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：矯正局

施策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	政策体系上の位置付け																		
		Ⅱ－5－(3)																		
施策の概要	<p>矯正処遇の充実を図るためには、刑務官等の要員を確保し、刑事施設の過剰収容状況の長期化に伴う職員の負担増大を解消することが不可欠であるところ、職員の増員によってもなお不足する要員について、民間委託を積極的に推進・展開することで、必要なポストへの職員配置を確保していくとともに、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業を推進する。</p>																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>政府が推進する総人件費改革の趣旨を踏まえ、国の職員の増員幅をできる限り抑制しなければならない現状において、刑事施設の要員を確保するためには、新刑事施設の新設を始めとする民間委託を積極的に推進する必要があった。</p> <p>こうした背景の下、平成19年度においては、刑事施設における非権力的業務の民間委託を推進するとともに、PFI事業として運営を行う三つの刑務所について、最大限の民間活用を図り、円滑な運営の実現を目指したものである。</p> <p>刑事施設における非権力的業務について民間委託を推進することは、刑務官等の職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置することを可能とし、かつ、より少ない人員及び予算による刑事施設の運営が可能となることから、民間委託の推進は効率性の高い手法であり、また、刑務所PFI事業についても、モニタリング結果によると、施設運営全般でおおむね良好な状態を実現できており、効率的な運営がなされている。</p> <p>平成19年度の刑事施設における民間委託率は5.94パーセント（同18年度は4.74パーセント）となり、この結果、職員が処遇部門に再配置され、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られた。また、PFI刑務所でも、民間のノウハウを活用した職業訓練や各種教育プログラムの実施といった充実した矯正処遇が展開されるなど、民間委託の推進は高い有効性が認められた。</p> <p>〔評価結果の今後の政策への反映の方向性等〕</p> <p>これを踏まえ、平成20年度においても、刑事施設における民間委託を推進・継続するとともに、既存のPFI事業の良好な運営に加え、同年10月から運営開始予定の島根あさひ社会復帰促進センターについても円滑な運営に努めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">達成目標</td> <td colspan="5">要員確保のために必要な民間委託を推進する。</td> </tr> <tr> <td>測定指標1</td> <td style="width: 25%;">民間委託率</td> <td style="width: 10%;">目標値等</td> <td style="width: 10%;">対前年度増</td> <td style="width: 10%;">測定結果</td> <td style="width: 30%;">H19年度 5.94% (H18年度 4.74%)</td> </tr> <tr> <td>測定指標2</td> <td>PFI事業の実施状況</td> <td>目標値等</td> <td>事業の円滑な実施</td> <td>測定結果</td> <td>おおむね良好</td> </tr> </table>		達成目標	要員確保のために必要な民間委託を推進する。					測定指標1	民間委託率	目標値等	対前年度増	測定結果	H19年度 5.94% (H18年度 4.74%)	測定指標2	PFI事業の実施状況	目標値等	事業の円滑な実施	測定結果	おおむね良好
達成目標	要員確保のために必要な民間委託を推進する。																			
測定指標1	民間委託率	目標値等	対前年度増	測定結果	H19年度 5.94% (H18年度 4.74%)															
測定指標2	PFI事業の実施状況	目標値等	事業の円滑な実施	測定結果	おおむね良好															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																	

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：保護局

施策名	保護観察対象者等の改善更生		政策体系上の位置付け Ⅱ－6－(1)			
施策の概要	保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】					
	保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、厚生労働省との連携による保護観察対象者等に対する総合的就労支援の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的活用等の施策を推進したところ、いずれの施策もおおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。					
	〔評価結果の今後の政策への反映の方向性等〕					
	この結果を踏まえ、引き続き、覚せい剤事犯保護観察対象者及び性犯罪保護観察対象者に対する処遇の充実、保護観察対象者等に対する就労支援の充実、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的活用等の施策を推進していくこととする。					
	【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果等】					
	達成目標1					
	保護観察処遇の充実強化を図る。					
	指標1	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	対前年増	測定結果	47.6% (H18年 48.4%)
	指標2	性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	対前年増	測定結果	65.2% (H18年 55.6%)
	指標3	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果	322か所 (H18年度 332か所)
指標4	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果	18.9% (H18年 21.4%)	
達成目標2						
長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。						
指標	中間処遇実施予定者の選定率（実施予定者／仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者）	目標値等	対前年増	測定結果	28.6% (H18年 28.0%)	
達成目標3						
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。						
指標1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	目標値等	対前年度増	測定結果	74.6% (H18年度 75.7%)	
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST, 酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果	7,927人 (H18年度 7,885人)	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4－2－⑥〈治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等〉			
	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年6月20日	Ⅲ－1－(1)（関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進）			
	犯罪から子どもを守るための対策	平成18年12月	第一章第一節3（2）〈犯罪防止・再犯防止〉			

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：保護局

施策名	犯罪予防活動の助長		政策体系上の位置付け																																											
			Ⅱ－6－(2)																																											
施策の概要	犯罪予防を目的とした地域住民の取組の充実強化を図るため、「社会を明るくする運動」への国民の参加を促進するとともに、同運動の行事内容の充実を図る。																																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>「社会を明るくする運動」は、法務省主唱の下、全国の都道府県及び市町村を単位として構成された実施委員会により、各地方単位において街頭広報活動、住民集会等の多様な活動が行われているところ、「社会を明るくする運動」市町村実施委員会の未組織地域数は着実に減少し、より広い範囲で本運動が展開されていること、また、主な行事においては、行事の開催回数は減少しているものの、行事への参加人数が増加していること、さらに、アンケート調査を実施した行事においても行事内容を評価する感想が大半を占めたことなどの結果から、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に認められるものと考えられる。</p> <p>[評価結果の今後の政策への反映の方向性等]</p> <p>この結果を踏まえ、今後、より効果的な運動とするための検討を行い、再犯・再非行の防止や更生の援助について、地域住民からの理解をより幅広く得ていくとともに、関係機関・団体等から具体的な協力が得られるような働きかけを行うなど、各地域で実施されている行事内容の更なる改善に取り組むこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>市町村実施委員会の未組織地域（数）</td> <td>目標値等</td> <td>対前年減</td> <td>測定結果</td> <td>69市町村区 (H18年 101市町村区)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>主な行事の開催回数及び参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果</td> <td>開催回数 46,425回 参加人員 2,834,621人 (H18年 開催回数 50,590回 参加人員 2,825,169人)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果</td> <td>目標値等</td> <td>行事内容に対する高い評価の獲得</td> <td>測定結果</td> <td>アンケート調査を実施した行事において、行事内容を評価する感想が大半を占めている状況にあった。</td> </tr> </table>				達成目標 1						社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。						指標 1	市町村実施委員会の未組織地域（数）	目標値等	対前年減	測定結果	69市町村区 (H18年 101市町村区)	指標 2	主な行事の開催回数及び参加人数	目標値等	対前年増	測定結果	開催回数 46,425回 参加人員 2,834,621人 (H18年 開催回数 50,590回 参加人員 2,825,169人)	達成目標 2						社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。						指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得	測定結果	アンケート調査を実施した行事において、行事内容を評価する感想が大半を占めている状況にあった。
達成目標 1																																														
社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。																																														
指標 1	市町村実施委員会の未組織地域（数）	目標値等	対前年減	測定結果	69市町村区 (H18年 101市町村区)																																									
指標 2	主な行事の開催回数及び参加人数	目標値等	対前年増	測定結果	開催回数 46,425回 参加人員 2,834,621人 (H18年 開催回数 50,590回 参加人員 2,825,169人)																																									
達成目標 2																																														
社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。																																														
指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得	測定結果	アンケート調査を実施した行事において、行事内容を評価する感想が大半を占めている状況にあった。																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																											
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1－1－④〈国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進〉																																											

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：公安調査庁

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		政策体系上の位置付け	Ⅱ-7-(1)																																												
施策の概要	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。																																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>[達成目標1] 教団施設に対する立入検査、教団からの報告聴取、関係地方公共団体への情報提供等を実施しており、測定指標はおおむね達成でき、その必要性・効率性・有効性が認められた。</p> <p>[達成目標2] 情報収集及び分析・評価能力の向上、破壊的団体等に対する調査、政府・関係機関等への収集・分析情報の提供等を実施しており、測定指標はおおむね達成でき、その必要性・効率性・有効性が認められた。</p> <p>[評価結果の今後の政策への反映の方向性等] この結果を踏まえ、引き続き、予算要求を通じて、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施するとともに、今後更に政府の方針として求められている「我が国及び国民の安全・安心を確保」することに寄与するため、情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)</td> <td>目標値等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況</td> <td>目標値等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">測定結果</td> </tr> <tr> <td colspan="4">オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>提供情報の正確性、適時性、迅速性</td> <td>目標値等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">測定結果</td> </tr> <tr> <td colspan="4">政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられる。</td> </tr> </table>				達成目標1				国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。				指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	—	指標2	地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況	目標値等	—	測定結果				オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。				達成目標2				破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。				指標	提供情報の正確性、適時性、迅速性	目標値等	—	測定結果				政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられる。			
達成目標1																																																
国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。																																																
指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	—																																													
指標2	地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況	目標値等	—																																													
測定結果																																																
オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。																																																
達成目標2																																																
破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。																																																
指標	提供情報の正確性、適時性、迅速性	目標値等	—																																													
測定結果																																																
政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられる。																																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																													
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。																																													

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年度（平成19年度は中間報告） 担当部局名：民事局

施策名	登記事務の適正円滑な処理	政策体系上の位置付け Ⅲ－9－(1)			
施策の概要	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減等を図るとともに，国民の利便性を向上させる。				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】				
	[達成目標1] 19年度末時点において，目標を達成することができた。				
	[達成目標2] 平成20年度内に達成される見込みである。				
	[達成目標3] 次期システムへの切替完了後の平成23年度は，削減効果が得られる見込みである。				
	[達成目標4] 平成22年度末までに目標が達成できる見込みである。				
	[評価結果の今後の政策への反映の方向性等] いずれも，現時点においては，特段の問題及び課題等は存在しないことから，引き続き最適化計画を踏まえ，これに沿った本施策を実施していく予定である。				
	【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果等】				
	達成目標1				
	平成19年度末までに，全国の登記情報の電子化を完了する。（成果重視事業）				
	指標	全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合	目標値等	100%	測定結果
達成目標2					
平成20年度末までに，全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。（成果重視事業）					
指標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合	目標値等	不動産登記 約90% 商業・法人登記 約90%	測定結果	不動産登記 約97% 商業・法人登記 約97%
達成目標3					
登記情報システムの運用経費を削減する。（成果重視事業）					
指標	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度と同経費（約366億円）との比較	目標値等	130億円程度の削減	測定結果	—
達成目標4					
平成22年度末までに，全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。（成果重視事業）					
指標	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	目標値等	約35%	測定結果	約36%
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）		
	「IT政策パッケージ2005（IT戦略本部決定）」	平成17年2月24日	2008（平成20）年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。		

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：人権擁護局

施策名	人権の擁護		政策体系上の位置付け Ⅲ－10－(1)																																																																							
施策の概要	人権が尊重され、人権侵害が生起しない人権尊重社会を実現するため、国民の一人一人の心に訴える人権啓発活動の実施や充実した人権相談・調査救済体制を整備する。																																																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権啓発活動ネットワークの整備、全国中学生人権作文コンテストの実施、人権侵害事件の調査・対応を適正かつ迅速に行うことを可能とするための職員や人権擁護委員に対する研修の充実、子ども専用相談電話やインターネットによる相談受付の周知等の施策を実施したところ、いずれの施策もおおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性、効率性、有効性が認められた。</p> <p>〔評価結果の今後の政策への反映の方向性等〕 人権啓発活動ネットワークは、その整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力する体制が整い、全国中学生人権作文コンテスト等の啓発活動を更に充実させる上で、有機的に作用する重要な基盤となっている。こうした基盤は、限られた行政資源からより大きな効果を引き出すことができるため、更にその基盤を全国的に充実強化していくことが、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与すると期待できることから、引き続き本施策を実施することが必要不可欠である。</p> また、人権侵害事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="5">人権啓発活動の更なる推進</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果 99.9% (平成18年度 94.9%)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>全国中学生人権作文コンテスト参加者数 ① 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 ② 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合</td> <td>目標値等</td> <td>① 対前年度増 ② 対前年度増</td> <td>測定結果 ① 23.1% (平成18年度 22.0%) ② 60.5% (平成18年度 53.8%)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="5">人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>子どもに対する人権侵害事件の対応件数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果 3,909件 (平成18年 2,257件)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>インターネット上における人権侵害事件の対応件数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果 410件 (平成18年 279件)</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果 331件 (平成18年 343件)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">達成目標3</td> </tr> <tr> <td colspan="5">人権相談体制の充実・強化</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果 22,920件 (平成18年 12,885件)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>インターネットによるメール人権相談件数</td> <td>目標値等</td> <td>—</td> <td>測定結果 —</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>施設における特設人権相談所の開設件数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果 539件 (平成18年 252件)</td> </tr> </table>				達成目標1					人権啓発活動の更なる推進					指標1	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）	目標値等	対前年度増	測定結果 99.9% (平成18年度 94.9%)	指標2	全国中学生人権作文コンテスト参加者数 ① 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 ② 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	① 対前年度増 ② 対前年度増	測定結果 ① 23.1% (平成18年度 22.0%) ② 60.5% (平成18年度 53.8%)	達成目標2					人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応					指標1	子どもに対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果 3,909件 (平成18年 2,257件)	指標2	インターネット上における人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果 410件 (平成18年 279件)	指標3	障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果 331件 (平成18年 343件)	達成目標3					人権相談体制の充実・強化					指標1	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	目標値等	対前年増	測定結果 22,920件 (平成18年 12,885件)	指標2	インターネットによるメール人権相談件数	目標値等	—	測定結果 —	指標3	施設における特設人権相談所の開設件数	目標値等	対前年増	測定結果 539件 (平成18年 252件)
達成目標1																																																																										
人権啓発活動の更なる推進																																																																										
指標1	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）	目標値等	対前年度増	測定結果 99.9% (平成18年度 94.9%)																																																																						
指標2	全国中学生人権作文コンテスト参加者数 ① 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 ② 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	① 対前年度増 ② 対前年度増	測定結果 ① 23.1% (平成18年度 22.0%) ② 60.5% (平成18年度 53.8%)																																																																						
達成目標2																																																																										
人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応																																																																										
指標1	子どもに対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果 3,909件 (平成18年 2,257件)																																																																						
指標2	インターネット上における人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果 410件 (平成18年 279件)																																																																						
指標3	障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果 331件 (平成18年 343件)																																																																						
達成目標3																																																																										
人権相談体制の充実・強化																																																																										
指標1	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	目標値等	対前年増	測定結果 22,920件 (平成18年 12,885件)																																																																						
指標2	インターネットによるメール人権相談件数	目標値等	—	測定結果 —																																																																						
指標3	施設における特設人権相談所の開設件数	目標値等	対前年増	測定結果 539件 (平成18年 252件)																																																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																																							
	子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	平成18年6月	Ⅲ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する。																																																																							

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年5月

担当部局名：大臣官房訟務部門

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	政策体系上の位置付け																																				
		IV-11-(1)																																				
施策の概要	「裁判の迅速化に関する法律」（平成15年法律第107号）の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>[達成目標1] 司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。このために、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところであり、裁判の迅速化を示す達成率は当初（平成15年度）から年々増加し、平成19年度においても達成率80パーセント台を維持するに至っており、一定の効果があったものと認められる。</p> <p>[達成目標2] 法律意見照会制度の活用により、本案訴訟を適正・迅速に追行することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものであり、その必要性は高い。平成19年度に新規に受け付けた件数は、平成18年度に比し113パーセントとなったことは、行政機関においても、同制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができる制度として認識されてきたことを示すものであり、今後も積極的に活用されることが期待できることから、有効性が認められる。</p> <p>[評価結果の今後の政策への反映の方向性等] 必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るとともに、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。 (平成15年度から平成20年度までの目標)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">指標</td> <td style="width: 35%;">判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率</td> <td style="width: 10%;">目標値等</td> <td style="width: 10%;">100%</td> <td style="width: 10%;">測定結果</td> <td style="width: 20%;">82.3% (H18年度82.8%)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>法律意見照会事件数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果</td> <td>1,759件 (H18年度1,559件)</td> </tr> </table>		達成目標1						国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。 (平成15年度から平成20年度までの目標)						指標	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	目標値等	100%	測定結果	82.3% (H18年度82.8%)	達成目標2						行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。						指標	法律意見照会事件数	目標値等	対前年度増	測定結果	1,759件 (H18年度1,559件)
達成目標1																																						
国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。 (平成15年度から平成20年度までの目標)																																						
指標	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	目標値等	100%	測定結果	82.3% (H18年度82.8%)																																	
達成目標2																																						
行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。																																						
指標	法律意見照会事件数	目標値等	対前年度増	測定結果	1,759件 (H18年度1,559件)																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																			
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化など、我が国の司法制度の在り方を改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。																																			

平成19年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年度（平成19年度は中間報告） 担当部局名：入国管理局

施策名	出入国の公正な管理			政策体系上の位置付け V-12-(1)																																																													
施策の概要	我が国にとって好ましくない外国人の排除や出入国審査の円滑な実施及び出入国管理業務・システムの一層の効率化・合理化を図ることにより、我が国社会の安全と秩序の維持及び国際協調と国際交流の増進を図り、我が国社会の健全な発展を目指す。																																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 達成目標2については、政府を挙げての取組である観光立国の実現を推進するために求められているものであり、社会のニーズに合致していることは明らかであるほか、様々な施策を駆使することにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところ。また、個人識別情報を活用した入国審査の導入当初は、審査待ち時間が長時間化する事態が生じたものの、その後、待ち時間は徐々に短縮され、主要空港等における最長審査待ち時間は平均約30分台になるなど、外国人入国者数が過去最高を更新する中、審査待ち時間短縮に向けた様々な施策の効果が現れたといえる。</p> <p>〔評価結果の今後の政策への反映の方向性等〕 今後も、これまでの施策を継続し、円滑な出入国審査の実施に一層取り組んでいくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。（平成15年度から平成20年度までの目標）</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">指標1</td> <td style="width: 40%;">平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）</td> <td style="width: 10%;">目標値等</td> <td style="width: 20%;">12.5万人以下</td> <td style="width: 10%;">測定結果</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況</td> <td>目標値等</td> <td>効果的な不法滞在者対策の実施</td> <td>測定結果</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">円滑な出入国審査を実施することにより，国際交流を増進する。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>空港での審査に要する最長待ち時間</td> <td>目標値等</td> <td>20分以下</td> <td>測定結果</td> <td>平均30分台</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td>目標値等</td> <td>オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。</td> <td>測定結果</td> <td>-</td> </tr> </table>					達成目標1						平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。（平成15年度から平成20年度までの目標）						指標1	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	目標値等	12.5万人以下	測定結果	-	指標2	厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施	測定結果	-	達成目標2						円滑な出入国審査を実施することにより，国際交流を増進する。						指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下	測定結果	平均30分台	達成目標3						出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）						指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	測定結果	-
達成目標1																																																																	
平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。（平成15年度から平成20年度までの目標）																																																																	
指標1	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	目標値等	12.5万人以下	測定結果	-																																																												
指標2	厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施	測定結果	-																																																												
達成目標2																																																																	
円滑な出入国審査を実施することにより，国際交流を増進する。																																																																	
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下	測定結果	平均30分台																																																												
達成目標3																																																																	
出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）																																																																	
指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	測定結果	-																																																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																														
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「観光立国推進基本計画」	平成15年12月 平成19年6月29日	「犯罪の温床となる不法滞在者を，今後5年間で半減させ，（以下略）」 「出入国手続の迅速化・円滑化を図り，外国人の入国審査について，全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」																																																														